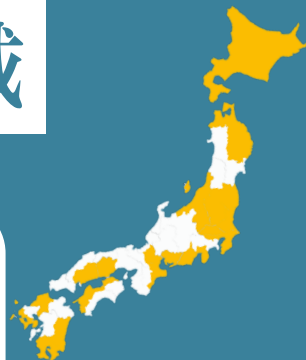


大臣指定地域

の家きん飼養者の皆様へ



令和8年1月1日から、

- HPAIが過去に**複数事例**発生している地域
- 家きん農場**密集**地域

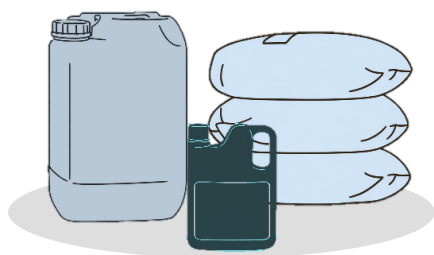
を「大臣指定地域」として指定する制度が始まりました。

該当地域所在の農場は以下の**対策**に取り組む**義務**があります。

全 **44** 地域

(※令和8年1月1日時点)

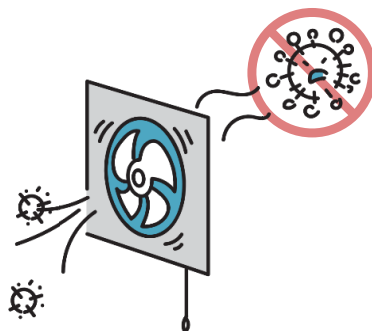
1 消毒薬の備蓄



都道府県知事が出す消毒の命令に対応できるように、**消毒薬**を購入し、日頃から**使用可能な状態**にしておく。

HPAIなどの家畜の伝染性疾病が発生した際、都道府県知事から消毒の命令が出されます。

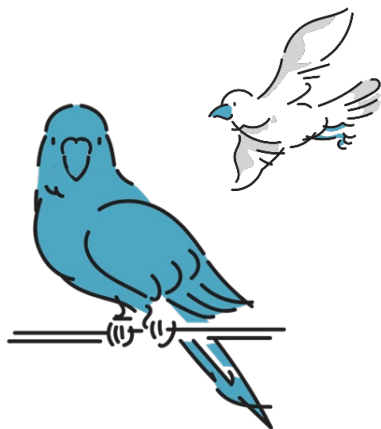
2 じんあい 塵埃対策



緊急時に備え、

- ・入気口用の**フィルター**、**不織布**
- ・**消毒薬**や**水**の**散布**に必要なとなる機材を準備。

3 野鳥誘引防止対策



- ・普段から農場周辺の水鳥、カラス等の生息状況を**観察し、把握**。
- ・自らの農場内に野鳥が侵入しないよう対策する。
(例：**鳥よけの装置**や周辺の**水場にテグス**を設置する)
- ・農家、生産者団体、自治体等で、**野鳥誘引防止対策** (木立の枝払い、冬期におけるため池の水抜き等) について話し合う。

これらの対策については、**消費・安全対策交付金等**による支援を受けられることがあります。

詳しくは都道府県畜産部局まで御相談ください。